■令和 4 年度の松阪市の取組み

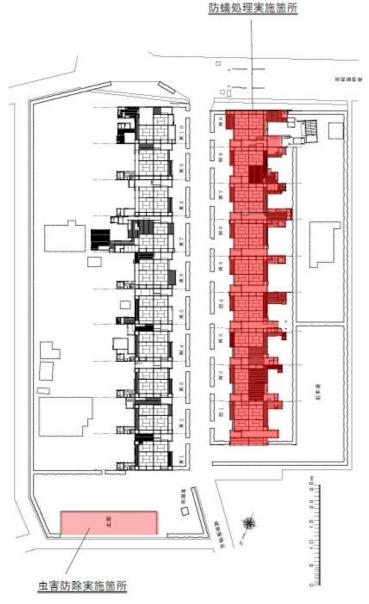
松阪市では指定文化財の保存活用に向けてさまざまな取組みを実施しています。 今回は国や県の補助金を活用して実施した2つの取組みについてご紹介いたします。

【旧松坂御城番長屋 東棟 西棟】

【御城番屋敷 土蔵】

一般的に「御城番屋敷」の名称で知られる旧松坂御城番長屋 東棟 西棟は、松坂城を警護する「松坂御城番」という役職の武士 20 人とその家族が住んだ武士の組屋敷です。文久 3 年(1863)に建築され、平成 16 年 12 月に国の重要文化財の指定を受けました。土蔵についても平成 15 年に県の指定を受けました。

屋敷には、今も子孫の方が住まわれ、維持管理を行っており、令和4年度は国と県の補助金を活用して、西棟と土蔵のシロアリ防除を行いました。





松坂城からみた東棟と西棟

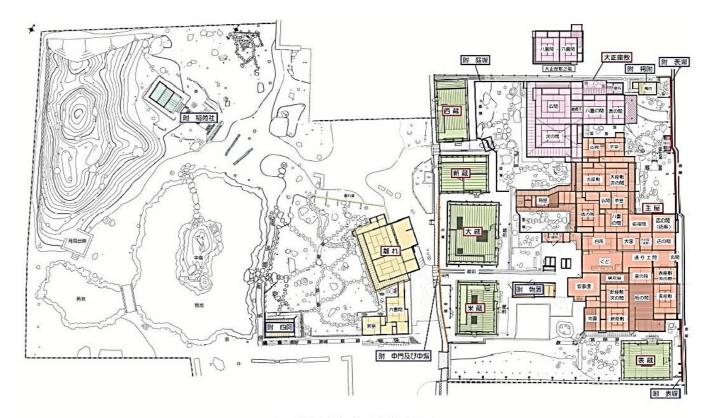


土蔵

【旧長谷川家住宅】

平成25年4月に長谷川家から松阪市に寄贈され、平成28年7月に国の重要文化財の指定を受けました。平成31年からは施設名「旧長谷川治郎兵衛家」として一般公開されていますが、 平成28年に実施した調査の結果、建物の老朽化による破損個所があることや、耐震補強が必要であることが分かりました。

そこで松阪市では来館者の安全を確保するため、国と県の補助金を活用して、令和4年度から 3年かけて建物の詳しい調査を行い、(1) どのように修理するか、(2) どんな耐震補強をする かの計画を立て、その後に本格的な工事を実施する予定です。



旧長谷川家住宅 建物配置図





正面 大正座敷